

第11回 自殺総合対策の推進に関する有識者会議 説明資料

令和6年3月

内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立対策ウェブサイト

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイトを作成。（18歳以下向け：2021年8月～、一般向け：2021年11月～）
- チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内するとともに、孤独・孤立で悩んでいる方が声を上げやすくなるコンテンツを掲載。

概要

作成にあたって、NPO法人、ソーシャルメディア事業者等で構成される企画委員会で内容等について検討。

<主な機能・取組>

(1) チャットボット（自動応答システム）の導入

- ・ 自動応答により相談者を適切な支援制度や相談先へ案内
- ・ 関係府省の支援制度や相談窓口をあわせて約150をカバー

(2) チャットボット利用結果をPDF様式で出力可能

- ・ 利用者の備忘録、自治体の相談窓口等において自らの状況を説明する手助け

(3) 孤独・孤立で悩んでいる方が声をあげやすくなるコンテンツを掲載

- ・ 悩みを抱えている人の質問と回答、専門家のヒント、メッセージ、キャンペーンなど

(4) 子ども用の専用ページを開設

(5) 外国語のページを開設（10言語、2023年3月公開）

(6) 市区町村の支援制度の手続き情報につなげることが可能に（2023年5月～）

- ・ チャットボットの利用結果からマイナポータル「ぴったりサービス」への接続実施

(7) 携帯電話事業者との連携によるプッシュ型での情報発信の取組

- ・ 携帯電話料金の支払いが遅れている方に対する案内（SMS又はメール）の中で、孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介（2023年8月より、4大携帯キャリアで連携実施（ソフトバンクとは、2023年2月より先行して連携開始））



内閣府孤独・孤立対策担当室
孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果

情報項目	子育て
相談内容（詳細）	子ども・子育てについて相談したい
相談内容（詳細）	子育て中の労と支援する場を知りたい
支援制度・相談窓口	「地域子育て支援拠点事業」
概要	乳幼児とその保護者の育児が安定する場を提供し、子育てに関する相談・助産や情報提供、講座等の開催などを行っています。
対象者・申請先・相談先	【申請先】お住まいの市区町村 詳しい申請については、「お住まいの市区町村 地域子育て支援拠点事業」と検索してください。
メモ （このページの閲覧履歴を ご確認いただけます）	

チャットボットは、前100の支援制度、窓口の中から、悩みに応じられるものを取得する自動応答システムのこと。孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたひとりじゃない」の検索結果は、検索や相談の窓口は問いませんが、検索結果を閲覧する際などはお気をつけてください。

支援制度・相談窓口の検索履歴へ

孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果は、悩みを抱えている方の選好に基づき自動応答の提案であり、悩みの内容と照合できる可能性のある支援制度・相談窓口を示しています。また、本結果は、悩みを抱えている方と自治体等の支援制度・相談窓口の開催事業者とのコミュニケーションを円滑にする目的で作成しています。本結果をお持ちの方が相談に来られる際には、上記の支援制度・相談窓口の案内、または、より適切な支援がある場合には、そちらの案内をさせていただきます。どうぞよろしくお問い合わせいただけます。

内閣府孤独・孤立対策担当室

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業。
- 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。

※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組状況

令和5年度 **15**団体

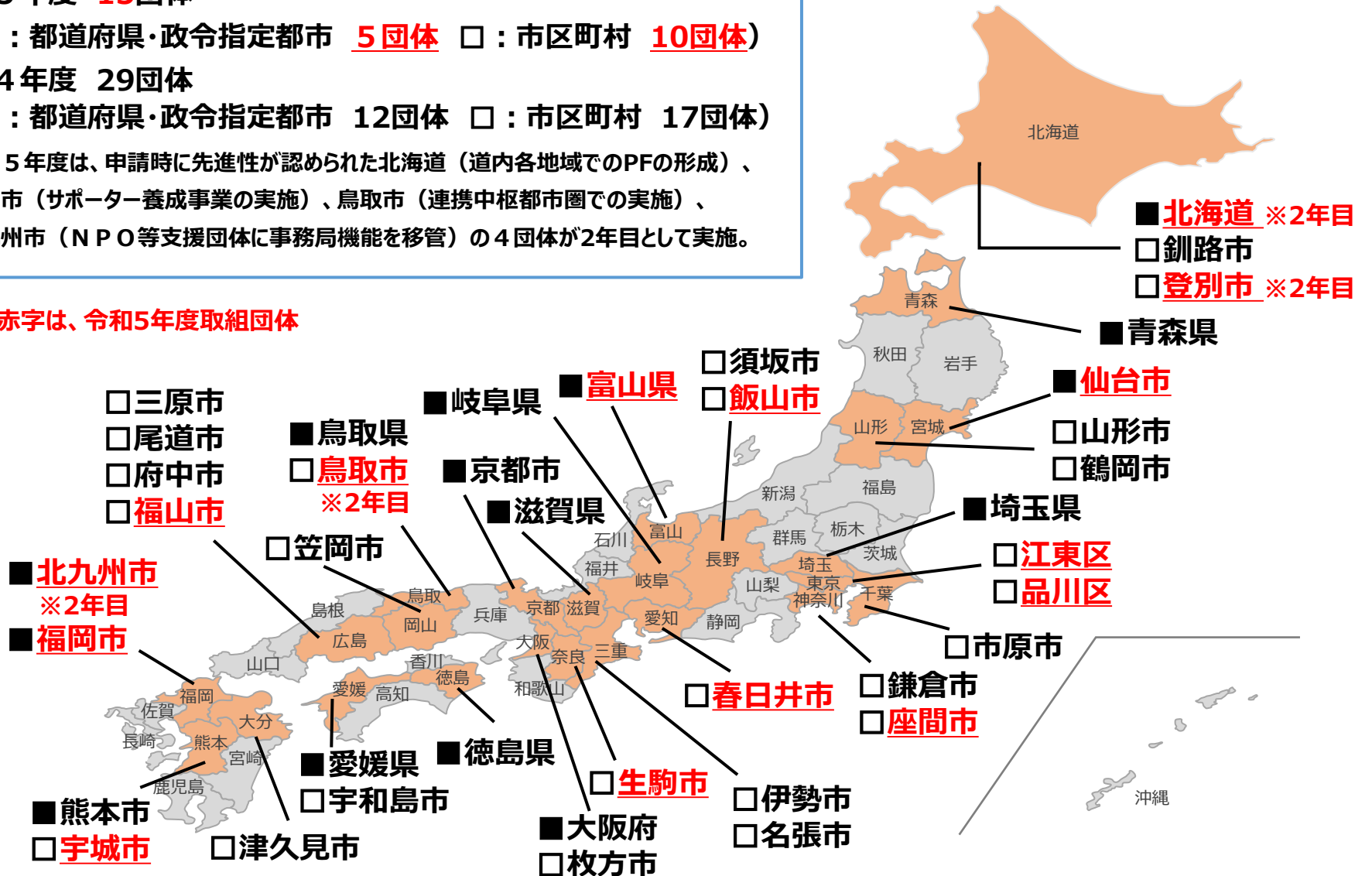
(■ : 都道府県・政令指定都市 **5**団体 □ : 市区町村 **10**団体)

令和4年度 29団体

(■ : 都道府県・政令指定都市 12団体 □ : 市区町村 17団体)

※令和5年度は、申請時に先進性が認められた北海道（道内各地域でのPFの形成）、登別市（サポーター養成事業の実施）、鳥取市（連携中枢都市圏での実施）、北九州市（NPO等支援団体に事務局機能を移管）の4団体が2年目として実施。

※赤字は、令和5年度取組団体



趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。